

スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く） の市長部局への移管について

これまで市教育委員会において管理し執行してまいりましたスポーツに関する事務のうち、学校における体育に関することを除き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき、市長が管理し執行する予定といたしておりますので報告いたします。

記

1. スポーツに関する事務を市長部局へ移管する趣旨・目的について

国際規模のスポーツイベントの開催により、スポーツの機運が高まっており、本市においても、スポーツを活かしたまちづくりを更に進める契機と捉えているところです。

そのような中、市民スポーツの振興及びスポーツの魅力を活用した地域づくりを市全体で取り組んでいくには、スポーツ行政を総合的に推進する体制を構築することが有効であると考えています。

市長部局において、スポーツに関する事務を管理し執行することによって、①文化活動やスポーツ活動を通じた地域コミュニティの活性化、②文化とスポーツの融合により生まれる宇治の魅力の向上、③健康長寿日本一を目指した健康増進策とスポーツ施策の一体的な推進 など、スポーツに関連した取組を全庁的に推進することで、スポーツ推進計画の基本理念である「スポーツが育むふるさと宇治の魅力と未来」を実現し、スポーツを通じたまちづくりにより効果的・効率的に取り組むことができると考えているところです。

2. 移管先の所管部署について

産業地域振興部（予定）

3. 移管の時期について

令和2年4月1日（予定）